

亀山市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第25号

亀山市営住宅条例の一部を改正する条例

亀山市営住宅条例（平成17年亀山市条例第135号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項に規定する高齢者、身体障害者 その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>[(1) ~ (7) 略]</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。） 第1条第2項に規定する被害者であ 又はイのいずれかに該当するもの [ア 略]</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項に規定する高齢者、身体障害者 その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>[(1) ~ (7) 略]</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。） 第1条第2項に規定する被害者であ 又はイのいずれかに該当するもの [ア 略]</p>

<p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>[3～6 略]</p>	<p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>[3～6 略]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。